



りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 5 月 21 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所】

「中国における外国企業の駐在員事務所への管理強化について」

国家工商行政管理総局、公安部は 2010 年 1 月 4 日、「外国企業の常駐代表機構登記管理の一層の強化に関する通知（工商外企字[2010]4 号）」を公布、また国家税務総局は 2010 年 2 月 20 日、「外国企業常駐代表機構税収管理暫定弁法（国税発[2010]18 号）」を公布しました。本件により、外国企業の駐在員事務所に対する監督・管理が強化されることとなりました。具体的な内容は下記の通りです。

● 運営管理面の強化

項目	内容	補足説明
駐在員数	代表人数を 4 人に限定（首席代表も含む）	既に代表が 4 人以上の駐在員事務所は、人員の新規追加ができず、登録抹消のみ認められる
新規設立、名称変更時の手続	外国企業（親会社）が 2 年以上存続していることを証明する書類及び資本信用証明の提出要	中国大使館、領事館の認証を取得して提出
登記証の有効期限	3 年から 1 年に短縮	既存登記証の有効期限が 1 年以上ある駐在員事務所でも、登記変更の際には、有効期限 1 年の登記証が再発行となる
当局による現地調査	登記証取得日より 3 ヶ月以内に実施	虚偽の届出があった場合、罰則規程あり

● 課税の強化

項目	内容	補足説明
各種税の申告納付	駐在員事務所は企業所得税や営業税、増値税を申告納付しなければならない	駐在員事務所は、「原則非課税」から「原則課税」へ位置付け変更
税務登記の申請	工商登記証書受領より 30 日以内に登記が必要	—
課税方法	収入または原価費用を正確に計算できない駐在員事務所には、経費支出に基づき課税所得額を算定する「経費課税方式」か、収入総額に基づき課税所得額を算定する「収入課税方式」のいずれを採用するか、所轄税務署が判断	<u>経費課税方式</u> $\text{企業所得税額} = \{ \text{当期経費支出額} / (1 - \text{查定利益率} - \text{営業税税率}) \} \times \text{查定利益率} \times \text{企業所得税率}$ <u>収入課税方式</u> $\text{企業所得税額} = \text{収入総額} \times \text{查定利益率} \times \text{企業所得税率}$
経費課税の『查定利益率』	10% から 15% に引上げ	経費をベースに想定利益を算定する際の利益率を引上げ

今回の管理強化通知及び税収管理通知により、外国企業の駐在員事務所は、毎年の登録更新、企業所得税や営業税の納付手続による事務負担が増え、納税義務が発生する事務所も少なくないと思われます。

【出所：工商外企字[2010]4 号、国税発[2010]18 号】

照会先：法人ソリューション営業部 国際業務室（東京）電話 03-6704-2723
（大阪）電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載